

貯金規定 新旧対照表（J A新しのつ版）

(改 正 後)	(改 正 前)
結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(2022年4月1日からは18歳)</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2015年4月1日 から 2023年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～15. (省略) 16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17. (省略)	結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。 (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。 ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(追加)</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき 2015年4月1日 から 2021年3月31日 までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用） ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) この特約の適用後に第2項各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この貯金口座は、当組合が結婚・子育て資金非課税申告書を受理した日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。 2～15. (省略) 16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。 (2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 17. (省略)

貯金規定 新旧対照表（J A新しのつ版）

以 上 <u>（令和 3 年 4 月 1 日現在）</u>	以 上 <u>（令和 2 年 4 月 1 日現在）</u>
----------------------------------	----------------------------------